4　送電事業者は、その特定関係事業者たる小売電気事業者又は発電事業者からその営む小売電気事業又は発電事業の業務を受託してはならない。ただし、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

5　経済産業大臣は、前各項の規定に違反する行為があると認めるときは、送電事業者に対し、当該行為の停止又は変更を命ずることができる。

（送電事業者の特定関係事業者が送電事業者の従業者をその従業者として従事させることの制限等）

第二十七条の十一の五　次の各号に掲げる送電事業者の特定関係事業者は、当該送電事業者が営む特定送電等業務に従事する者を、当該各号に定める従業者として従事させてはならない。ただし、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

一　小売電気事業者　小売電気事業の業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当するもの

二　発電事業者　発電事業の業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当するもの

三　第二十七条の十一の三第一項本文の経済産業省令で定める要件に該当する者　その経営を実質的に支配していると認められる小売電気事業者又は発電事業者の経営管理に係る業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当するもの

2　経済産業大臣は、送電事業者の特定関係事業者が前項の規定に違反した場合には、送電事業者の特定関係事業者に対し当該違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。

（送電事業者の特定関係事業者の禁止行為等）

第二十七条の十一の六　送電事業者の特定関係事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

一　当該送電事業者に対し、第二十七条の十一の四第一項各号に掲げる行為又は同条第二項本文、第三項本文若しくは第四項本文の行為をするように要求し、又は依頼すること。

二　前号に掲げるもののほか、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するものとして経済産業省令で定める行為をすること。

2　経済産業大臣は、前項の規定に違反する行為があると認めるときは、送電事業者の特定関係事業者に対し、当該行為の停止又は変更を命ずることができる。

第二十七条の十二中「第七条から」を「第六条の二から」に、「第二十三条」を「、第二十三条の四」に、「第六条第二項第四号」を「第六条第二項第五号」に、「第二十七条の七第二項第五号」を「第六条第二項第六号」に、「第二十七条の七第二項第五号」を「第六条第二項第六号」に、「第二十七条の七第二項第二号から第四号まで」に、「第二十七条の七第二項第二号若しくは第三号」を「第六条第二項第二号から第四号まで」に改め、「及び第二十三条第一項第二号」を削り、「同項各号」を「第二十三条の四第一項」に改める。

第二章第六節を削る。

第二章第七節中第二十七条の三十一を第二十七条の三十とし、同節を同章第六節とする。

第二章中第八節を第七節とし、第九節を第八節とする。

第六十六条の十第一項第三号中「第二十三条第二項（第二十七条の十二において準用する場合を含む。）」を「第二十二条の三第三項、第二十三条第二項、第二十三条の二第二項、第二十三条の三第二項」に改め、「第四項」の下に「、第二十七条の十一の三第三項、第二十七条の十一の四第五項、第二十七条の十一の五第二項、第二十七条の十一の六第二項」を加え、同項第五号中「第二項ただし書」の下に「、第二十二条の二第一項ただし書、第二十七条の十一の二第一項ただし書」を加え、同項第九号中「又は第二十一条第二項ただし書」を「、第二十一条第二項ただし書、第二十三条第二項ただし書又は第二十七条の十一の四第二項ただし書」に改める。

第百六条中第七項を第九項とし、第四項から第六項までを二項ずつ繰り下げ、第三項の次に次の二項を加える。

4　経済産業大臣は、第二十二条の三から第二十三条の三まで又は第二十七条の十一の三から第二十七条の十一の六までの規定の施行に必要な限度において、第二十二条の三第一項に規定する特定関係事業者（小売電気事業者等、一般送配電事業者、送電事業者、特定送配電事業者及び発電事業者を除く。次項及び次条第三項において「一般送配電事業者等」という。）又は第二十七条の十一の三第一項に規定する特定関係事業者（小売電気事業者等、一般送配電事業者、送電事業者、特定送配電事業者及び発電事業者を除く。次項及び次条第三項において「送電事業者の特定関係事業者」という。）に対し、必要な事項の報告又は資料の提出をさせることができる。

5　経済産業大臣は、第三項の規定により一般送配電事業者又は送電事業者に対し報告又は資料の提出をさせた場合において、電気供給事業者間の適正な競争関係を確保するため特に必要があると認めるときは、第二十三条第二項又は第二十七条の十一の四第二項の規定の施行に必要な限度において、当該一般送配電事業者の特定関係事業者等（一般送配電事業者の特定関係事業者を除く。）又は送電事業者の特定関係事業者等（送電事業者の特定関係事業者を除く。）に対し、必要な事項の報告又は資料の提出をさせることができる。

第百七条中第十三項を第十四項とし、第三項から第十二項までを一項ずつ繰り下げ、第二項の次に次の一項を加える。

3　経済産業大臣は、第二十二条の三から第二十三条の三まで又は第二十七条の十一の三から第二十七条の十一の六までの規定の施行に必要な限度において、その職員に、一般送配電事業者の特定関係事業者又は送電事業者の特定関係事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

第百十四条第一項中「第百六条第三項及び第五項並びに同条第七項」を「第百六条第三項及び第七項並びに同条第九項」に、「第百七条第二項及び第五項並びに同条第七項」を「第百七条第二項及び第六項並びに同条第八項」に、「を委員会」を「並びに第百六条第四項及び第五項並びに第百七条第三項の規定による権限を委員会」に改め、同条第二項中「第百六条第三項及び第五項並びに同条第七項」を「第百六条第三項及び第五項並びに同条第九項」に、「第百七条第二項及び第五項並びに同条第七項」を「第百七条第二項及び第六項並びに同条第八項」に改める。

第百十七条の二中第十二号を第十三号とし、第四号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四　第二十二条の二第一項又は第二十七条の十一の二第一項の規定に違反して小売電気事業又は発電事業を営んだ者

第百十八条第一号中「第二十三条第二項（第二十七条の十二において準用する場合を含む。）」を「第二十二条の三第三項、第二十三条第六項、第二十三条の二第二項、第二十三条の三第二項」に改め、「第四項」の下に「、第二十七条の十一の三第三項、第二十七条の十一の四第五項、第二十七条の十一の五第二項、第二十七条の十一の六第二項」を加える。

第百十九条第八号中「第二十七条の三十一第一項」を「第二十七条の三十第一項」に改める。

第百十九条の二第三号中「第百六条第五項」を「第百六条第七項」に改め、同条第四号中「第百七条第五項」を「第百七条第六項」に改める。

第百十九条の三第四号中「第百六条第七項」を「第百六条第九項」に改め、同条第五号中「第百七条第七項」を「第百七条第八項」に改める。

第百二十条第一号中「、第十一条第二項（第二十七条の十二において準用する場合を含む。）」を削り、同条中第五号を削り、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　第二十三条の四第二項（第二十七条の十二において準用する場合を含む。）又は第三十四条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者